官

ω

道府県民税株式等譲渡所得割納入書

平皮 処理 事項 編巻 平成 納入金額 亩 称 M 称 逼 上記のとおり納入します。 D) 淵 揿 2: 멸 鐭 拉 侢 鐭 年分 云 豆 維 ④ 纀 囊 金田 Д 箊 豥 盤 桝 都道府県名 <u>= |</u> 働 谿 沝 鄉 0 2 0 4 0 0 緗 日提出 月分 ω 亭 中 嵡 義 垃 籔 뭰 称 भ 田野 * (所属) ※印は郵便局において使用 する欄です。 所在地及び名称 (電話) 丽 口座番号 퍼 田 領収日付印 加入者名 (経川元)

のように定める。 及び所得税法施行規則の一部を改正する省令を次 第二項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則 平成十五年五月三十日

をホとし、トからヲまでをへからルまでとする。

第八十一条の五第一項第三号中ホを削り、

り、へをホとし、トからヲまでをへからルまで

第八十一条の二十三第一項第三号中ホを削

第十一号)の一部を次のように改正する。

所得税法施行規則 (昭和四十年大蔵省令

(所得税法施行規則の一部改正)

第五号」を「第二条第一項第五号」に、同項第

第二十二条の五第一項第二十八号中「第二条

一十三号」を「法第六十五条の四第一項第二十

条第五号」を「同項第五号」に改める。 に、同条第十三号」を「同項第十三号」に、同

第一条 租税特別措置法施行規則 (昭和三十二年 (租税特別措置法施行規則の一部改正) 規則の一部を改正する省令

とし、トからヲまでをへからルまでとする。 第二条の三第一項第三号中ホを削り、へをホ

号」に改める。

○厚生労働省令第百一号

日 第

びに所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号) 用する第六十五条の三第四項、租税特別措置法施 ○財務省令第五十八号 第三百三十六条第二項第五号及び第三百四十五条 三十九条第二十六項及び第三十九条の二第九項並 行令 (昭和三十二年政令第四十三号)第二条、第 合を含む。)及び第六十五条の四第四項において準 十二項及び第六十五条第四項において準用する場 条第四項、第六十四条第四項(第六十四条の二第 第三十四条の二第四項において準用する第三十四 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号) 第二条 三号」に改める。 中「第二条第七号」を「第二条第一項第七号」

租税特別措置法施行規則及び所得税法施行 塩川正十郎

とする。

附

則

大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正す

十三号」を「法第三十四条の二第二項第二十三 五号」を「第二条第一項第五号」に、「同項第二 第十七条の二第一項第二十八号中「第二条第

号」を「第二条第一項第四号」に改め、同号イ 第二十二条の二第四項第三号中「第二条第四

ただし、次の各号に掲げる規定は、 の施行の日 (平成十五年六月一日)から施行する。 びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の める日から施行する。 部を改正する法律(平成十四年法律第百四十号) この省令は、建物の区分所有等に関する法律及 次に掲げる規定 公布の日 当該各号に定

の三第一項第三号の改正規定 第一条中租税特別措置法施行規則第二条

二十三第一項第三号の改正規定 第二条中所得税法施行規則第八十一 一条の

第二条中所得税法施行規則第八十一条の五 一項第三号の改正規定 平成十六年一月一

次のように定める。 水道法 (昭和三十二年法律第百七十七号) 第四条第二項の規定に基づき、水質基準に関する省令を 平成十五年五月三十日 厚生労働大臣 坂口 力

複写により

行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって

水質基準に関する省令

あること。カドミウムの量に関して、○・○一嘅/ℓ以下で	カドミウム及びその化合物	Ξ
検出されないこと。	大腸菌	=
ること。	一般細菌	_

この省令は、則 平成十六年一月一日から施行する。